



すくすく子育て すまいるプラン



世羅町では、在宅で子育てを行う保護者が、時間と気持ちにゆとりを持ち、笑顔で楽しく子育てができること、親子の絆を深めることを目的として、町内店舗等を利用した費用又は商品を購入した費用のうち20,000円分を助成します。



対象者

世羅町に住所があり居住している未就学児のうち、保育所や認定こども園等に在籍していない児童を家庭で養育されている保護者（養育者）



助成額

児童1人当たり20,000円（1回のみ助成）



対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日（又は入所、入園日の前日まで）



世羅町HP
（世羅町在宅サポートプラン）



お預かりプラン

町内保育施設の一時預かり利用
ファミリー・サポート・センターの利用
世羅中央病院内の病児保育利用
【利用回数：複数回】

観光農園お散歩プラン

町内観光農園の入場料
【利用回数：複数回】



マッサージプラン

町内接骨院、整骨院、整体院、
ヨガ&フィットネスのサービス
利用・取扱っている商品購入
【利用回数：複数回】



記念写真プラン

町内写真館の撮影等のサービス
利用・取扱っている商品購入
【利用回数：複数回】

ビューティープラン

町内美容室・理容室・ネイル
サロンのサービス利用・取
扱っている商品購入
【利用回数：複数回】



子どもの記念日 パーティープラン

町内飲食店のサービス利用
（テイクアウトも可）
※アルコール類は不可
【利用回数：1回】



せら坊©世羅町 せらら©世羅町

子育てグッズプラン

町内業者又は生協ひろしまで
取扱っている紙おむつ・布お
むつ・おむつかバー・お尻ふ
き、トイレトレーニングパン
ツ・ミルク・離乳食・ガー
ゼ・ベビー服・ボディソー
プ・ボディクリーム・沐浴
剤・手口ふき・絵本の購入
【利用回数：複数回】



《申請・お問合せ先》

世羅町子育て支援課

（世羅保健福祉センター内 世羅町子育て世代包括支援センターだっこ）

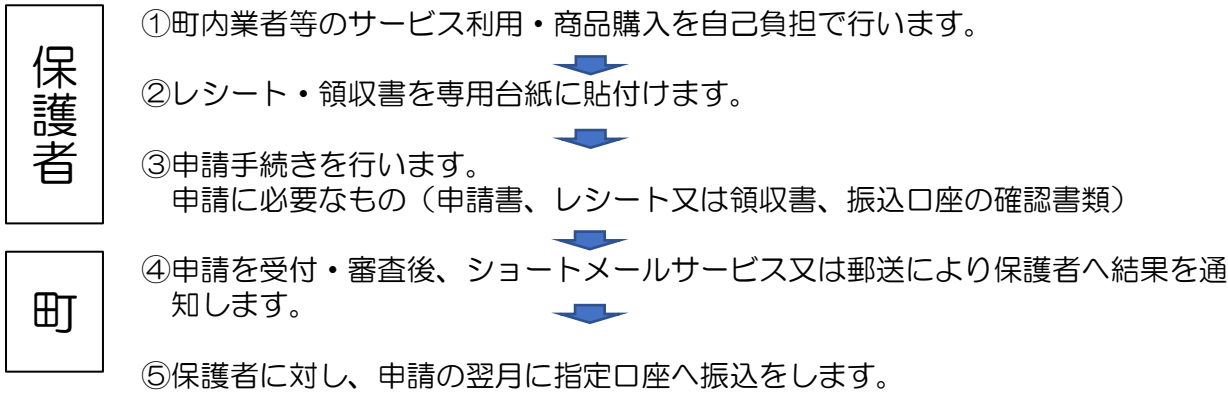
TEL 0847-25-0295

FAX 0847-25-0070



「すくすく子育てすまいるプラン」の利用案内

1. 対象者
世羅町に住所があり居住している未就学児のうち、保育所や認定こども園等に在籍していない児童を家庭で養育されている保護者（養育者）
2. 助成額
児童1人当たり20,000円（1回のみ助成）
3. 対象期間
令和7年4月1日～令和8年3月31日（又は入所、入園日の前日まで）
4. 申請・受給の方法
申請手続きは、世羅町保健福祉センター内の世羅町子育て世代包括支援センターだっこで行ってください。申請回数は、同一年度内1回のみとします。



○振込先は、世羅町から児童手当を受給されている口座、その他保護者が指定する口座とします。
児童手当の口座を希望 ⇒ 振込口座の確認書類を省略
保護者が指定する口座を希望 ⇒ 振込口座の確認書類が必要

5. 利用範囲

プラン名		利用範囲	利用回数
①	子どもの記念日パーティープラン	町内飲食店のサービス利用（テイクアウト可）※アルコール類は不可	1回のみ
②	記念写真プラン	町内写真館の撮影等のサービス利用・取扱っている商品購入	複数回
③	お預かりプラン	町内保育施設の一時預かり利用 ファミリー・サポート・センターの利用 世羅中央病院内の病児保育の利用	複数回
④	マッサージプラン	町内接骨院、整骨院、整体院、ヨガ&フィットネスのサービス利用・取扱っている商品購入	複数回
⑤	ビューティープラン	町内美容室・理容室・ネイルサロンのサービス利用・取扱っている商品購入	複数回
⑥	子育てグッズプラン	町内業者又は生協ひろしまで取扱っている紙おむつ・布おむつ おむつかバー・お尻ふき・トイレトレーニングパンツ・ミルク・離乳食・ガーゼ ベビー服・ボディソープ・ボディクリーム・沐浴剤・手口ふき・絵本の購入	複数回
⑦	観光農園お散歩プラン	町内観光農園の入場料	複数回

6. 注意事項

申請等で虚偽の届出があった場合や、不正な手段により助成金の支給を受けた場合は、既に支給された助成金の全部又は一部を町に返還していただきます。